

政令第百五十四号

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年六月二十一日とする。

内閣総理大臣 麻生 太郎
総務大臣 鳩山 邦夫
財務大臣臨時代理 国務大臣 河村 建夫
文部科学大臣 塩谷 立
厚生労働大臣 舩添 要一
農林水産大臣 石破 茂
経済産業大臣 二階 俊博
国土交通大臣 金子 一義

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第百五十五号

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第十三条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（産業活力再生特別措置法施行令の一部改正）
第一条 産業活力再生特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令

第一条を削る。

第二条中、「法第二条第十一項」を、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第十五項」に改め、同条を第一条とする。

第三条第一項中、「第二条第十五項第五号」を、「第二条第十九項第五号」に改め、同条第二項中、「第二条第十五項第八号」を、「第二条第十九項第八号」に改め、同項第八号中「鉱工業技術研究組合」を「技術研究組合」に、第二条第十五項第一号を「第二条第十九項第一号」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第二条第十七項」を「第二条第二十四項」に改め、同条を第三条とし、第四条の二を第四条とする。

第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第十四条第二項中「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条第一項第一号中「認定共同事業再編事業者、法第十条第一項に規定する認定経営資源再活用事業者又は法第十七条第一項に規定する認定事業革新設備導入事業者」を「認定経営資源再活用事業者、法第十二条第一項に規定する認定資源生産性革新事業者、法第十五条第一項に規定する認定事業革新設備導入事業者又は法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業者再生事業者」に改め、同項第二号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同項第三号中「第二条第二項第一号イ」を「第二条第二項」に改め、同条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第八条から第十一条までを二条ずつ繰り下げ、第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定許認可等）
第九条 法第三十九条の二第三項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。
一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定による許可
二 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可
三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条の規定による許可

四 火薬類取締法第五条の規定による許可
五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の規定による許可
六 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定による許可
七 ガス事業法第三十七条の二の規定による許可
八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三条の規定による許可
九 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可

2 特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、法第三十九条の二第五項の同意のために必要な書類を定めることができる。
3 法第三十九条の二第二項の認定の申請を行う者が前項の規定により行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る中小企業承継事業者再生計画に記載する場合
には、当該申請書には、当該書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、法第三十九条の二第五項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付しなければならない。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。
第四条の三の表中、産業活力再生特別措置法を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条を第五条とする。
（産業技術力強化法施行令の一部改正）
第二条 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、産業技術力強化法以下「法」という。）を「法」に改め、同条第五項第一号中「当該独立行政法人」を「当該試験研究独立行政法人」に、独立行政法人を「試験研究独立行政法人」に、独立行政法人研究者を「試験研究独立行政法人研究者」に、次号及び第四条第五項において「を、以下」に改め、同項第二号中「当該独立行政法人」を「当該試験研究独立行政法人」に、独立行政法人研究者を「試験研究独立行政法人研究者」に改め、同

条第九項中「第十七条第一項第八号」を「第十七条第一項第十一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第十七条第一項第七号」を「第十七条第一項第十号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第十七条第一項第六号に掲げる」を「第十七条第一項第八号に掲げる」に改め、同項第一号中「当該地方独立行政法人」を「当該試験研究地方独立行政法人」に、第十七条第一項第六号を「第十七条第一項第八号」に、地方独立行政法人を「試験研究地方独立行政法人」に、次号及び第四条第七項において「を、以下」に、地方独立行政法人研究者を「試験研究地方独立行政法人研究者」に改め、同項第二号中「当該地方独立行政法人」を「当該試験研究地方独立行政法人」に、当該試験研究地方独立行政法人研究者を「試験研究地方独立行政法人研究者」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 法第十七条第一項第九号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 その申請に係る特許発明が当該試験研究地方独立行政法人の試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該試験研究地方独立行政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者及び同号の試験研究地方独立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
第一条第六項中「第十七条第一項第五号に掲げる」を「第十七条第一項第六号に掲げる」に改め、同項第一号中「第十七条第一項第五号」を「第十七条第一項第六号」に、次号及び第四条第六項において「を、以下」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。